

添付

島根原子力発電所1号機 第1回施設定期検査計画

島根原子力発電所1号機（沸騰水型，廃止措置中）について，平成30年1月18日から第1回施設定期検査を実施します。

記

1. 施設定期検査期間
平成30年1月18日～平成30年4月27日
2. 施設定期検査を実施する施設
 - (1) 核燃料物質の取扱施設および貯蔵施設
 - (2) 放射性廃棄物の廃棄施設
 - (3) 放射線管理施設
 - (4) 非常用電源設備

別紙

- 別紙－1 島根原子力発電所1号機 第1回施設定期検査工程表
- 別紙－2 施設定期検査内容について（1号機 第1回施設定期検査）

島根原子力発電所1号機 第1回施設定期検査工程表

施設区分	平成30年			
	1月	2月	3月	4月
	▼検査期日(自:1月18日)			検査期日(至:4月27日)▼
核燃料物質の取扱施設 および貯蔵施設		燃料取扱設備の系統運転性能検査(燃料取替機) [燃料取替機]		
		燃料取扱設備の系統運転性能検査(原子炉建物天井クレーン) [原子炉建物天井クレーン]		
	▽	新燃料貯蔵設備の貯蔵能力確認検査 [新燃料貯蔵庫] 使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力確認検査 [使用済燃料貯蔵設備(燃料プール, 貯蔵ラック)]	使用済燃料貯蔵設備の系統運転性能検査 [使用済燃料貯蔵設備(燃料プール冷却系)]	
放射性廃棄物の廃棄施設			[廃液コレクタタンク, 廃液サンプルタンク, フィルタストラット貯蔵タンク, フィルタストラット貯蔵タンク]	廃棄物貯蔵設備の貯蔵能力確認検査 [廃液コレクタタンク, フィルタストラット貯蔵タンク, フィルタストラット貯蔵タンク]
			[廃液コレクタタンク水位, 廃液サンプルタンク水位, フィルタストラット貯蔵タンク水位]	廃棄物貯蔵設備の警報確認検査 [廃液コレクタタンク水位, フィルタストラット貯蔵タンク水位]
放射線管理施設			[新燃料貯蔵室エリアモニタ, 燃料取替機ハッチエリアモニタ, 燃料交換エリアモニタ(低・高レンジ), 排気筒モニタ]	エリア・プロセスモニタの警報確認および作動確認検査 [新燃料貯蔵室エリアモニタ, 燃料取替機ハッチエリアモニタ, 燃料交換エリアモニタ(低・高レンジ), 排気筒モニタ]
				換気設備の性能検査 [原子炉建物常用換気系]
非常用電源設備				非常用発電装置の性能検査 [ディーゼル発電機]
				無停電電源装置の性能検査 [蓄電池]

施設定期検査内容について
(1号機 第1回施設定期検査)

1. 施設定期検査実施内容

(1) 核燃料物質の取扱施設および貯蔵施設

a. 検査項目

- (i) 機能・性能検査
- (ii) 貯蔵能力確認検査

b. 検査名称

(a) 燃料取扱設備の系統運転性能検査 (燃料取替機)

廃止措置計画において規定する燃料取替機の燃料取扱機能および燃料落下防止機能について、健全性を確認する。

(b) 燃料取扱設備の系統運転性能検査 (原子炉建物天井クレーン)

廃止措置計画において規定する原子炉建物天井クレーンの燃料取扱機能、および燃料落下防止機能について、健全性を確認する。

(c) 新燃料貯蔵設備の貯蔵能力確認検査

廃止措置計画において規定する新燃料貯蔵庫の臨界防止機能について、健全性を確認する。

(d) 使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力確認検査

廃止措置計画において規定する使用済燃料貯蔵設備の臨界防止機能について、健全性を確認する。

(e) 使用済燃料貯蔵設備の系統運転性能検査

廃止措置計画において規定する使用済燃料貯蔵設備の冷却浄化機能について、健全性を確認する。

(2) 放射性廃棄物の廃棄施設

a. 検査項目

- (i) 機能・性能検査
- (ii) 特性検査
- (iii) 貯蔵能力確認検査

b. 検査名称

(a) 廃棄物貯蔵設備の貯蔵能力確認検査

廃止措置計画において規定する液体廃棄物の廃棄設備の放射性廃棄物処理機能および固体廃棄物の廃棄設備の放射性廃棄物貯蔵機能について、健全性を確認する。

(b) 廃棄物貯蔵設備の警報確認検査

廃止措置計画において規定する液体廃棄物の廃棄設備の放射性廃棄物処理機能および固体廃棄物の廃棄設備の放射性廃棄物貯蔵機能について、健全性を確認する。

(3) 放射線管理施設

a. 検査項目

- (i) 機能・性能検査
- (ii) 特性検査
- (iii) 性能検査

b. 検査名称

(a) エリア・プロセスモニタの警報確認および作動確認検査

廃止措置計画において規定するエリアモニタの放射線監視機能並びに排気筒モニタの放射線監視機能および放出管理機能について、健全性を確認する。

(b) 換気設備の性能検査

廃止措置計画において規定する原子炉建物常用換気系の換気機能について、健全性を確認する。

(4) 非常用電源設備

a. 検査項目

- (i) 機能・性能検査

b. 検査名称

(a) 非常用発電装置の性能検査

廃止措置計画において規定するディーゼル発電機の電源供給機能について、健全性を確認する。

(b) 無停電電源装置の性能検査

廃止措置計画において規定する蓄電池（所内用）の電源供給機能について、健全性を確認する。

以上